

総社市幼稚園保育料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第21号

総社市幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

総社市幼稚園保育料条例（平成17年総社市条例第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合は、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
第3条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたものについては、保育料の一部又は全部を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 <u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> <u>前2号</u> に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認めた者	第3条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたものについては、保育料の一部又は全部を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 <u>(1)</u> <u>欠席20日以上</u> の者 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> <u>前3号</u> に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認めた者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。